第14号 令和8年10月

新潟市農業委員会
〒950-0195 新潟市江南区泉町3-4-5 江南区役所3階
管理係 TEL:025-382-4964
農政振興係 TEL:025-382-4966
農地係 TEL:025-382-4974

各区事務所
北区事務所 北区東栄町1-1-14 TEL:025-387-1575
中央事務所 江南区泉町3-4-5 TEL:025-382-4964
秋葉区事務所 秋葉区程島2009 TEL:0250-25-5525
南区事務所 南区白根1235 TEL:025-372-6791
西区事務所 西区寺尾東3-14-41 TEL:025-264-7811
西蒲区事務所※ 西蒲区西中860 TEL:0256-72-8631
※令和8年2月24日より岩室出張所内に移転しました。電話番号の変更はありません。

新潟市 農業委員会だより



秋葉区蒲ケ沢地区で八珍柿「平核無(ひらたねなし)」を生産する田村さんご夫妻を訪ねました。

大学在学中、祖母へのインタビューをきっかけに、地元・秋葉区の農業が衰退していることを知った徹也さん。「ふるさとを少しでも昔の姿に戻したい」と、就農に向けて準備を進めました。地元蒲ケ沢地区では柿農家の減少が著しかったため、「耕作放棄となった柿団地を再生したい」と卒業後すぐに妻の志歩さんと柿の生産を始めます。周辺の先輩農家から技術を学び、試行錯誤を重ねた結果、今では自分達に適した手法で作業を進められていると話します。

現在は柿を80ａ、露地野菜等を1ha栽培。収穫のピーク時には両親や学生アルバイトの手も借りながら、夫婦で協力し、汗を流す日々です。

今後は、周辺集落の耕作放棄地を整備して引き継ぐだけでなく、加工・販売も含めた6次産業化を見据えてころ柿やあんぽ柿の試作にも取り組んでいきます。さらに、独自の販路を開拓することで、「より多くの方へ美味しい農産物などを届けたい」と意気込みを熱く語る田村さんご夫妻でした。





取材時は可愛らしい実が付いていました

目　次

◆農地パトロール実施報告　◆表彰の報告……2
◆償却資産の申告のお願い
◆農業者年金、全国農業新聞について……3
◆農地賃借・売買の今後の日程（１１～２月）
◆利用権の更新を忘れずに
◆稲わら・もみ殻の有効活用……4

農地パトロールを実施しました



６月から市内各地で「遊休農地の実態把握と発生防止・解消」、「農地の違反転用の発生防止・早期発見」のため、農地の利用状況を調査しました。

遊休化した農地は、病害虫・鳥獣害の発生源になるだけでなく、廃棄物の不法投棄の原因にもなります。廃棄物は、悪臭や汚水を発生させて周辺農地や地域に悪影響を及ぼすだけでなく、火災を引き起こす場合もあるため、農地の適正な管理をお願いいたします。



パトロール後には、調査結果を基に検討会を開催。地元委員から該当農地の情報を聞きながら、現状と課題を整理し、今後の指導方法や解決策を協議しました。

遊休化のおそれがある農地については、適正管理を促す文書指導等を行なっており、指導対象となった農地の現況確認を１０月末まで継続しながら、引き続き遊休農地の発生防止に努めていきます。

所有する農地を耕作してくれる人が見つからずにお困りの方は、地元の農業委員・推進委員・農業委員会各区事務所にご相談ください。

「全国農業新聞の普及」および「農業者年金の加入推進」について表彰されました！

新潟市農業委員会が全国農業新聞の令和７年「普及拡張特別優秀農業委員会」（普及部数の部１位）になり、表彰されました。

また、農業者年金において新規加入者数第 1 位となったほか、全６部門で受賞し、6 月 23 日に開催された市町村農業委員会会長会議にて、表彰されました。

★新規加入者数の部（全体）
★新規加入者数の部
（20 歳から 39 歳）
★目標達成度合いの部
（20 歳から 39 歳）
第１位

★目標達成度合いの部
（新規加入目標数 10 人以上）
★目標達成度合いの部
（新規加入目標数５人から９人）
第２位

★女性新規加入者数の部
第５位



表彰の様子



農業用の資産は償却資産の申告が必要です

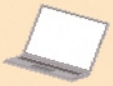
ビニールハウスや農機具（自動車税・軽自動車税の対象を除く）などを事業のために所有している方は、確定申告と別に償却資産（固定資産税）の申告が必要です。

該当の資産がある場合は、令和９年１月１日現在の所有状況を令和９年２月１日（月）までに申告先に申告してください。

申告対象の主な例

- ビニールハウス
- もみすり機
- 保冷庫
- 乾燥機
- 自動選別計量器
- パソコン　など





申告対象外の主な例

- 最高速度が 35 ｋｍ/ｈ未満の農耕作業用自動車（田植機、コンバイン、トラクタ）
- 自己所有のトラクタのアタッチメント
- 農舎
- トラック　など



【お問い合わせ・申告先】
新潟市　資産税課　償却資産係
電話　025-226-2277（直通）
E-Mail　shisanzei.to@city.niigata.lg.jp

償却資産申告について、詳しくは新潟市ホームページをごらんください。
「新潟市ホームページ」
https://www.city.niigata.lg.jp/
こちらからでもごらんいただけます。⇒

農業者年金に加入しませんか？

加入要件

- 60 歳未満
- 国民年金第１号被保険者
- 農業に年間 60 日以上従事している方

※令和４年５月より 60 歳～ 65 歳の方は、一定の要件を満たせば加入できます。

メリットがたくさんあります

- 積立方式・確定拠出型の安定した終身年金！
- 保険料は月額２万円から６万７千円の範囲で自由に設定できる！（千円単位）
- 支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象！
- 加入要件を満たせば、配偶者や後継者などの家族、農業従事者の方も加入できる！

農業者年金の詳しい情報は HP へ
https://www.nounen.go.jp

担い手 積立年金 農業者年金

全国農業新聞を購読しませんか？

- 農家の経営と暮らしに役立つ情報誌
- 毎週金曜日発行
- 購読料 紙版　：月額 900 円
 電子版：月額 700 円
 （紙版の方は電子版も利用できます）
- 購読の申込み先
 お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局各区事務所まで

3ヶ月間

無料で試読できます！



この機会に
ぜひ申込みください

農地の賃借・売買等は農業委員会で（11～2月各種日程）

◆農地法に基づく申請・届出

月	申請締切日	届出締切日
11月	5日	5日
		16日
		25日
12月	3日	4日
		14日
		23日
1月	6日	7日
		18日
		26日
2月	2日	3日
		12日
		22日

◆農地中間管理事業による貸借・売買の申出

	総会	申出締切日	県公告日
賃借	11月	10月23日	1月29日
売買		9月25日	
賃借	12月	11月25日	2月26日
売買		10月23日	
賃借	1月	12月25日	3月30日
売買		11月25日	
賃借	2月	1月25日	4月30日（予定）
売買		12月25日	

※田の貸借受付については、年8回（8、9、10、11、12、1、2、3月）となります。

農地の賃借契約の更新を忘れずに！

利用権設定をした農地のうち、令和９年３月末で契約が終了する農地の貸し借りを続ける際には、再度利用権を設定する手続きが必要です。

手続きをせずに契約期間が過ぎると、耕作する権利は所有者に戻ります。

該当の方には、次のとおり案内をお送りしていますので、詳細はそちらをご確認ください。

農業経営基盤強化促進法による賃借契約が終了する農地…８月頃発送済
農地中間管理事業による賃借契約が終了する農地……９月頃発送済

なお、農業経営基盤強化促進法（強化法）に基づく手続きが廃止されたため、令和７年４月から農地の賃借に関する手続きは、①農地法第３条許可による賃借　②農地中間管理事業を活用した賃借のいずれかになりました。

詳細については、各区事務所へお問い合わせください。

稲わら・もみ殻は焼却せずに有効活用を

例年、野焼きの煙による火災の誤認や住民の健康・生活被害など、多くの苦情が寄せられています。稲わら等農作物残さの焼却は地球温暖化の要因となり、環境にも良くありません。

環境と人にやさしい農業のためにも焼却をやめ、水田へのすき込みや堆肥化などによる土づくりに有効活用しましょう。